

(写)

令和5年10月13日

石川労働局長
長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月29日付け石労発0829第3号をもって貴職から諮問
のあった標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方
が合意し、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

別紙

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金
を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）
- (2) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- (3) その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。）
- (4) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- (7) 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）
- (8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日

(写)

令和5年10月13日

石川労働局長
長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月29日付け石労発0829第3号をもって貴職から諮問
のあった標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方
が合意し、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車・同附属品製造業
- (2) 自転車・同部分品製造業
- (3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日